

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 1 号		
件 名	生活保護世帯の児童の支援及び保護課、保護課支援員、新潟市長の対応について		
要 旨	① 生活保護世帯で育った児童が進学する際、進学後に世帯分離させられ、児童は学費を奨学金等で賄いながら、さらに生活費をアルバイトなどで稼ぎ学ばなければならず、経済的な困窮に追い込まれている。また、児童が18歳まで市から支給される児童手当、児童扶養手当は世帯の収入としてみなされるため、児童の進学時まで進学費用として貯蓄して取っておくことができないのが実情である。奨学金では学費全てを借りることができないため、進学する学生は貯蓄ゼロの状態から借金をして、奨学金で足りない学費、さらに生活費を稼ぎ学ぶことを求められる。 一方、新潟市が行っている進学のための奨学金は成績の条件があり、それ以外の給付や奨学金の支援がない。母子世帯、生活保護世帯に限らず、進学を希望する児童が6割しかいないというのは、経済的理由からだと思われる。 (次頁につづく)		
付 託 年月日 委員会	令和7年6月24日	第1項 } 第3項	市民厚生常任委員会
受 理	令和7年6月6日	第152号	

② 保護世帯で児童が世帯分離で抜けた後の保護世帯への給付金額について（保護課資料参照）。子が進学するために世帯分離し、1人世帯になった給付金額が、児童手当、児童扶養手当の収入認定月と実際の支給月との間に誤差があることにより、4月の支給額は6万8,000円（家賃支給4万3,000円を含む）、5月の支給額は5万9,000円（家賃支給4万3,000円を含む）であった。生活することができないと保護課に訴えたと、貸付けすることしかできないとの回答、5万円を借りる。食料支援についての話が出ていたが、6月現在も支給されていない。ほかのケースでは、申請書の提出が1日遅れたことにより児童の経費が支給されなかった（保護課、保護室に訴えたが支給されなかった）。寝たきり状態で申請書を提出できなかった母子世帯（小学生児童が2人いる）に、突然支給を止め、1年後再度お願いするまで連絡もなく生活費が支給されなかった。何年後かに保護室に話したが時効だと言われ、同伴で市長への手紙を出したが冷たい回答だった。申請書を期日までにしっかりと提出できたり、健康な人は生活保護を受けていないのではないのでしょうか。どれだけ訴えてもケースワーカーが保護を受けている人の状況を理解しようとせず、簡単に切り捨てているのが新潟市保護課の実態です。個人で訴えても保護課全体で決めた結論だと聞き入れず、弱い立場の市民を保護課が苦しめている。また、それを訴えても解決する場所がない。何のための保護課なのか、いま一度再認識、再教育していただきたく、生活保護手帳のコピーを添付いたします。

陳情事項は下記のとおり。

記

- 1 生活保護世帯の児童手当、児童扶養手当を世帯の収入にするのではなく、児童名義の物とし貯蓄させてほしい。
- 2 生活保護世帯に同居、進学する子への生活費の支援をしてほしい。（進学する子は保護を受けられない、進学をやめなければ保護を受けられないとのこと。保護を受けるのではなく支援を検討してほしい。）
- 3 ケースワーカーの再教育、凡例を具体的に挙げるなどして、生活保護受給者が心身ともに自立できるよう人道的な対応をしてほしい。